

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年2月29日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後零時54分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君

参事 兼 農業 委員会事務局長	阿 久 津 守 雄 君
復興推進課長	深 谷 高 俊 君
復旧課長	三 瓶 清 一 君
参考事	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参考事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
参考事 兼 生活支援課長	林 志 信 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
商工係長	安 藤 崇 君
総務課長補佐	遠 藤 博 生 君
総務係長	堀 川 新 一 君
農林水産係長	畠 山 信 也 君

#### 職務のための出席者

参考事 兼 議会 事務局事務長	佐 藤 臣 克
議会事務局事務 係長	大 和 田 豊 一
議会事務局事務 係主任	藤 田 志 穂

#### 付議事件

##### 1. 3月定例会提出議案

###### 《総務課》

- ① 議案第 3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ② 議案第 4号 富岡町行政不服審査会条例について
- ③ 議案第 5号 職員の降給に関する条例について
- ④ 議案第 9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- ⑤ 議案第 12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

###### 《税務課》

- ⑥ 議案第 7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免

に関する条例について

- ⑦ 議案第 8 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

《健康福祉課》

- ⑧ 議案第 10 号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について

- ⑨ 議案第 11 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

《産業振興課》

- ⑩ 議案第 6 号 富岡町森林環境交付金基金条例について

## 2. その他

- (1) 大石原・下千里地区 太陽光発電事業スキームの変更について

- (2) その他

開 会 (午後 零時54分)

○議長（塚野芳美君） 若干早いのですけれども、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

出席議員は全員であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長以下関係各位です。職務のための出席者は、議会事務局長、係長、主任です。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、午前中に引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、3月定例会へ提出を予定しております議案といたしまして、条例の新規制定案件8件、全部改正案件1件、一部改正案件1件の計10件についての説明に加えて、その他の説明1件であります。

条例制定案件については、行政不服審査法の大幅な制度改正により、富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、富岡町行政不服審査会条例及び富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写しなどの交付に係る手数料に関する条例の3件を制定するものです。

次に、地方公務員法の改正により、降任、免職、休職等の事項について必要事項を定めるため、職員の降給に関する条例を制定するものです。

次に、町税の減免制度を継続するため、富岡町東日本大震災による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例を制定し、また県が策定する地域再生計画により、富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を制定するものです。

続きまして、町内の復興拠点に診療所を設置するため、富岡町立とみおか診療所設置等条例を制定し、政令に定められた基準が改正になったことに伴い、富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものです。

また、森林整備について、福島県森林環境交付金を活用した長期的かつ計画的な事業実施が可能となつたことから、富岡町森林環境整備交付金基金条例を制定するものです。

一部改正案件につきましては、本格的に本格化している復興事業に機動的かつ適切に対応するため、副町長を2人といたしましたく、富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正するものです。

最後に、その他といたしまして、大石原・下千里地区太陽光発電事業の事業スキーム変更について経過と概要をご説明申し上げるものであります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、別紙をごらんいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 説明は着座のままで結構です。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、座って説明させていただきます。

議案第3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査法が50年ぶりに抜本改正され、本年4月から施行されることに伴い、関連する町条例8件を一括で改正するものであります。

詳細につきましては、総務係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務係長。

○総務係長（堀川新一君） では、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定概要を説明させていただきます。

こちらにつきましては、平成26年6月13日行政不服審査法の公平性、使いやすさの向上等を観点に52年ぶりの抜本的な改正がされたものであります。

順番が逆になります、申しわけありません。全員協議会資料1-1と1-2を使用しましてご説明させていただきます。1-1の資料内の①、改正概要につきましては、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入がございます。

2つ目としまして、不服申し立ての手続を審査請求に一元化しております。

3番目としましては、不服申し立ての手続を60日から3カ月に改正しております。

今回の条例につきましては、複数の条例の改正が必要となりましたことから、8条立ての本条例により一括の改正をするものでございます。

内容につきましては、以下の1条から8条立ての各条例を改正するものです。

内容につきましては、資料の1-2をもってご説明させていただきます。こちら、新旧対照表となっておりまして、まず1条としましては、富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例でございます。こちらにつきましては、文言の整理を行いまして、現在異議申し立てとなっている第7条内の文言を法に合わせまして、審査請求と改正するものでございます。

次ページをごらんください。次ページにつきましては、第2条関係として証人等の実費弁償に関する条例でございます。こちらにつきましても、法に照らし合わせまして、第1条の改正部分を改正案としまして、公職選挙法第212条第3項以下このように改正をするものです。また、第1条の6号と7号に適用条文を新設するものでございます。

続きまして、3ページでございますが、第3条関係としまして、富岡町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例でございます。こちらにつきましても、第6条内にございました異議申し立て、また30日以内となっておりました文言を審査請求3カ月以内等に改正を行ふものでございます

続きまして、4ページをごらんください。4ページにつきましては、第4条関係としまして、富岡

町行政手続条例について改正するものでございます。こちらにつきましても、同様に第3条内にございました異議申し立てに係る文言を削除しております、それぞれ不服審査法の内容に合わせた改正を今回行うものでございます。

続きまして、5ページでございますが、こちら大変申しわけございません。新旧対照表の左上が左が旧で右が新となっておりますが、内容につきましては、左が改正案、右が現行でございます。大変申しわけございませんでした。内容につきましては、本条例の第5条関係ということで、富岡町情報公開条例についての改正内容となっております。こちらにつきましても、同様に従前不服申し立て手続となっておったものを審査請求に改めるものでございまして、内容につきましては、改正行政審査法に合わせて改正しておる内容となっております。次ページ、6ページも同様のものでございます。

続きまして、7ページに入りまして、第6条関係としまして、富岡町議会情報公開条例の改正、新旧対照表となっております。こちらにつきましても、従前不服申し立て等々指定、使用しておりました文言を審査請求の手続に必要条文を改めるものでございます。

こちら、続きまして8ページ、9ページ等につきましても、不服申立人ですとか等の文言を審査請求人等に改めておるものでございます。こちらが10ページまで続いております。

続きまして、第7条関係としましては、富岡町個人情報保護条例の新旧対照表でございます。こちらも、同様の内容となっておりますが、不服申し立て等の内容であったものを審査請求があった場合の手続と適用法に、改正法に合わせまして必要条文を改正するものでございます。こちらも、11ページ、12ページと続いておりまして、必要条文を改正しております。続きまして、13ページも同様の内容となっておりまして、14ページまで続いております。

第8条関係としまして、15ページでございます。こちらにつきましては、富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表となっておりまして、こちらも第5条中の2の不服申し立ての文言を審査請求に改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を終わります。

次に、付議事件2、富岡町行政不服審査会条例についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案第4号 富岡町行政不服審査会条例につきましては、新行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に対する審査庁の判断の妥当性をチェックする第三者機関を設置することとなったため、条例を制

定するものでございます。

詳細につきましては、総務係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務係長。

○総務係長（堀川新一君） では、全員協議会資料2をもってご説明させていただきます。

こちらにつきましても、行政不服審査法の大幅な改定により、行政不服審査会の設置をうたう制定内容となっております。これまでにつきましては、不服審査制度と異議申し立て制度、これまで不服申し立ては行政処分をした処分庁に対して不服を申し立てる異議申し立てと、処分庁以外に申し立てる審査請求に分かれておりました。こちら、1ページ目の今度中段になりますが、新行政不服審査法では、審査請求に一元化される形となっております。

次ページをごらんください。これに伴いまして、地方公共団体では、行政不服審査法第81条第2項の規定により、第三者機関を設置しなければならないこととなりました。また、設置に当たっては、行政不服申し立ての状況に鑑みまして、常設の機関を設置することが不適切な、不適當な、または困難であるときは、条例で定めるところにより事件ごとに非常設の機関を設置することも法令上認められております。このことから、富岡町におきましては、不服申し立てに係る事件ごとに富岡町行政不服審査会を設置する今回条例の内容となってございます。

中段に参りまして、行政不服審査会の条例制定文となっております。第1条としまして、今ほどご説明申し上げましたように、第1条の2行目に不服申し立てに係る事件ごとにということで明記をしております。

第3条につきまして、委員を5人以内をもって組織すると記載しております。

第4条につきましては、委員についてですが、法令若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱するとしておりまして、第2項で委員の任期につきましては、当該事項に関する調査審議が終了した日までとしております。

続きまして、3ページ目をごらんください。3ページ以降につきましては、第6条で会長の職務、第7条で庶務、庶務につきましては、総務課において処理いたします。

また、第8条で委任事項を記載しておりますが、本条例の施行日を附則で平成28年4月1日からの施行しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑がないようですので、この件についても終了いたします。

次に、付議事件3、議案第5号 職員の降給に関する条例についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第5号 職員の降給に関する条例につきましてご説明を

申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、人事評価制度の導入等による人事管理の徹底が求められており、職員の降給、降号について必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務係長。

○総務係長（堀川新一君） では、全員協議会資料3をもってご説明させていただきます。

職員の降給に関する条例の制定概要につきましては、今ほど総務課長からありましたように、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、人事評価制度の導入ですとか、能力及び実績に伴う人事管理の徹底を求められているもので、今回本条例としまして、職員の降給に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものでございます。

大まかな内容としましては、2番の条例の内容になりますが、1つ目としまして、職員の降給の種類について定めること。

2つ目としまして、職員の降給の事由について定めること。

3番としまして、職員を降級する場合に通知書を交付することについて定めております。

内容につきましては、中段以降の制定文によりご説明させていただきます。まず、降級の種類ですが、こちら第2条におきまして、降級の種類は、降格と降号。降格につきましては、同一職務の級を同一の給与表の下位の職務の級に変更すること。こちら、降格について定めております。また、降号につきましては、同一の職務の級の下位の号給に変更することとして、こちらに明記しております。

続きまして、2面、2ページ目をごらんください。こちらにつきましては、降格の事由としまして、アの中で能力評価又は業績評価等によって職務を遂行することが困難であると認められるようなときに、降号、降級するものと明記しております。

イにつきましては、任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断された場合等について明記してございます。

降号の事由としましては、第4条の中で定期評価、全体評語が最下位の段階である場合としておりまして、その上で指導、その他町長が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態が改善されない場合において降号するものを定めております。

第5条につきましては、その場合の通知書の交付、職員に対する通知について定めております。

最後に、附則になりますが、地方公務員法の改正施行に合わせまして、平成28年4月1日からの施行としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、以上をもって付議事件3を終わります。

次に、付議事件4、議案第9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についての件の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に関する手数料に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の施行に伴い、提出書類等の写し等の交付手数料を定めるため制定いたすものでございます。

詳細につきましては、総務係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務係長。

○総務係長（堀川新一君） 全員協議会資料4をもってご説明させていただきます。

富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例でございます。こちらにつきましても、制定の趣旨としましては、行政不服審査法の改正によりまして、同法の第38条に審査請求人は、写し等の交付を求めることができるとされました。このことから、手数料に関し必要な事項につきまして本条例に定めるものでございます。

条例の内容としましては、提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額、また同手数料の減免等について定めるものでございます。

中段に参りまして、制定文でご説明させていただきます。第2条につきましては、提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額を定めております。こちらにつきましては、後ほど別表でご説明させていただきます。

また、第3条につきましては、こちら提出資料の写し等の交付に係る手数料の額を定めるものでございます。

裏面に参りまして、2ページにつきましては、第4条以下によりまして、減免に係る場合の文言を整備してございます。

施行附則につきましては、こちらも不服審査法の施行に合わせまして、平成28年4月1日からしております。

手数料につきましてですが、一番下の別表になりますが、複写機により用紙に白黒で模写したものの交付、以下のようにになっておりまして、コピーしたもの、モノクロコピーしたものとカラーコピーしたもの、また電磁的記録と申しますが、こちら通常のプリントアウトしたものについて、モノクロのものとカラーのものの手数料を定めたものでございます。こちらの手数料につきましては、現在あります公文書開示に係る規則等と同等の金額ということで上程させていただく予定であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、付議事件4を以上をもって終了いたします。

次に、付議事件5、議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、帰還開始に向けた事業がますます本格化することから、副町長を2人体制とし、機動的かつ適切に対応するため、改正を行うものでございます。

全員協議会資料5をごらんください。裏面に新旧対照表が載せてございますが、現行1人を改正案で2人とする内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、付議事件5を終了いたします。

続きまして、付議事件6、議案第7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例についての説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例（案）についてご説明申し上げます。

原子力災害による避難から丸5年が経過する中、避難指示区域が解除になっていない、または有事の状態が続いていることから、引き続き平成28年度においても町税等の減免する条例を制定するものでございます。

なお、全員協議会資料6－1として条例案を提出しておりますが、条例の内容について一部文言等を精査して改正しておりますが、本質的には平成27年度減免条例と同様の内容となっております。

説明は以上のとおりでございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上をもって付議事件5を終わります。

次に、付議事件6、議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）についてご説明申し上げます。

資料7-1の概要をごらんください。趣旨としましては、地方公共団体が行う自主的な地域経済の活性化又は地域の活力の再生を推進していくための地域再生基本法に基づき、県が制定する地域再生計画に記載される地方活力向上地域において、地域拠点の強化、拡充を行う企業を支援するため、固定資産税の不均一課税の条例を定めるものでございます。

要約いたしますと、地方拠点強化税制の措置制度でございまして、東京23区に本社がある法人がその本社機能を地方に移転した場合など、地方移転先で取得した建物などに関し、税制優遇措置を受けられるという条例の制定でございます。

主な制度の概要としました別資料3ページをお開きください。左欄の事業スキームをごらんください。まずは、地方公共団体は、国に地方再生計画を申請して認定をもらわなければなりません。今回県が福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトという計画を国に申請し、3月には認定を受ける予定ということでございます。その基盤づくりとして、市町村に固定資産税の不均一課税の条例を制定しておきなさいというのが今回の背景となっております。

次に、事業者は、県等に地域活力向上地域特定業務整備計画を申請し、認定をもらわなければなりません。

次に5ページをお開きください。今回の業者には、左側に記載されております拡充型、地方における本社機能を拡充した事業者、右側に記載されています移転型、東京23区からの本社機能の拡充をした事業者が該当になります。

また1ページの概要をごらんください。主な内容としましては、国より認定となりました地域活力向上地域において、特定業務施設を新設または増設した事業者について、期間として3年間、税率として拡充型、移転型とも1年目が0.14%、2年目が0.35%、3年目が0.7%とするものでございます。

次に、6ページをお開きください。条例の内容についてご説明申し上げます。第1条は、この条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、適用期間、対象設備、年度ごとの税率を制定したものでございます。

次に、7ページをお開きください。第3条として、不均一課税、課税免除の制定されている富岡町の条例の中から、いずれか1つを適用するという規定でございます。

第4条は、適用を受ける年度の3月20日まで申請書を提出しなければならない規定を定めたものでございます。

第5条として、不均一課税の決定した場合には、事業者に通知しなければならないという規定を定めたものでございます。

第6条として、必要な事項は規則で定めるとした規定でございます。

次に、附則第1条において、施行期日を公布の日とし、第2条にて経過措置を規定したものでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上をもって付議事件7、議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての件を終わります。

続きまして、付議事件8、議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置条例についての説明を求めます。

健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例の制定について、その内容をご説明申し上げます。

全員協議会資料8をもってご説明いたします。本条例の制定は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から本町の復興と住民の健康保持に必要な医療提供を行う診療所を富岡町内に設置するため、富岡町立とみおか診療所設置等条例を制定するものであります。

第1条は、設置目的について定めたものであります。

第2条は、診療所の名称と代表位置について定めたものであります。

第3条は、診療所の任務について定めたものであります。

第4条は、診療所の管理運営を指定管理者に行わせることを定めたものであります。運営形態につきましては、これまで町直営と委託運営について検討を進めてまいりました結果、医療人材の確保や診療報酬改定等に的確に対応ができること、それから町民等に対して弾力的な運営ができ、かつ町直営より経費節減が図れることなどの理由から、指定管理制度を採用したところであります。

第5条は、指定管理者が行う診療所の業務について定めたものであります。

第6条は、指定管理者の指定の手続について定めたものであります。

第7条は、診療所の利用に関する料金について設けており、町長は指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることを定めたものであります。

第8条は、診療所の管理に関し、知り得た秘密をほかに漏らさない秘密保持義務を定めたものであります。

第9条は、個人情報の取り扱いに必要な措置について定めたものであります。

第10条は、当条例の施行に関して必要な事項を町長が別に定める委任について定めたものであります。

附則におきましては、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 大変喜ばしいことなのですけれども、この業務あるいは施設建設、将来の業務の経費はどのようにして賄うのか。これは、東京電力あるいは国の助成があるのか。あるいは、これは町の単独事業なのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまの質問、将来の業務の経費をどのような形で賄うのかということでのご質問に回答いたします。

町立、富岡の診療所ということもありまして、当初は指定管理者制度で行いたい。基本的に指定管理者制度という形になりますと、診療報酬、それから手数料収入等をもって運営をしていくというのが原則でございます。

ただし、平成28年度につきましては、10月の開始予定ということもありますて、診療の日数が算定では77日というような状況でございますので、収入につきましては、人件費を賄うことができませんので、町の指定管理者ということで、3年間指定管理者ということで委託料を町のほうから出すというふうな考えでおります。

委託料の金額につきましては、今後の予算措置の中でも検討をしていただくことになりますが、28年度につきましては、約1,580万円ほどを考えています。それから、29年度、30年度の期間につきましては、約400万円弱の指定管理料というような考え方で現在おるところでございます。3年後につきましては、指定管理料の中で賄うというふうな考え方で現在いるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） いや、課長、あなたの説明はよくわかるのですけれども、結局将来にわたっては、この診療所の運営は一般会計あるいは特別会計という形で町が全てを負担するのかどうか。あるいは国、東京電力を含めて県などの助成はあるのか。あるとすれば、どこまでの範囲なのか。ないとすれば、町の一般会計あるいは特別会計でやらざるを得ないと思います。その辺のことをお示しい

ただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 診療所の運営に関しましては、福島県の警戒区域の医療再開支援事業という事業がございまして、こちらの事業の中で現在運営費につきまして基準を設けて補助制度がございます。当分は、この補助制度を活用していくというふうな考え方で現在おりますが、3年後には診療報酬、それからそういった補助金等を利用して、町からの持ち出しありないような方向性で考えていくべきというふうには考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 今度の議会で可決されれば、これは即運営にかかるのでしょうかけれども、そうするとこの場合は一般会計ではなくて、指定管理者を含めた特別会計になるということでよろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） こちらの管理運営につきましては、指定管理者制度というふうなことで現在考えております。

指定管理者制度でございますので、町からの委託料というような形で3年間は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） なければ、付議事件8、議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置条例について終わります。

次に、付議事件9、議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

全員協議会資料9をもってご説明申し上げます。今回の制定は、平成25年4月に国の法律の制定に基づきまして、町条例におきまして地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたところでありますが、このたび新たに上位法令に基づきまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正となったことにより、町の条例についても、条例の名称はそのままで、内容を全部改正するものでございます。

既に制定されております町条例を全部改正する理由といたしましては、小規模な通所介護事業を地域密着型サービスとして追加制定することにより、各章の条文において改正が必要となり、その各条文はそれぞれが密着にかかわり、既存の町条例と上位法の章立てが一致しなくなることから、上位法

令に合わせた形で全部の改正を行ったところであります。

改めて申し上げることもなく、地域密着型サービスとは、県が指定を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス事業者が指定され、事業所の所在する市町村に暮らす高齢者等を対象として小規模な事業所や施設によるサービスの提供をするものをいいます。今回の主な改正は、施設に通い、食事や入浴などのサービスを受ける小規模な通所介護サービス、いわゆる18人以下の小規模運営しているデイサービス事業は、地域密着型サービスに移行することになったものであります。

それでは、条文の内容についてご説明させていただきます。資料9をごらんいただきたいと思います。本条例は、第1章から第8章までとなっております。まず、3ページの第1章におきましては、介護保険法に定める規定を基準とすることを定義づけております。

5ページからの第1章の2では、介護職員と看護師の連携による訪問や随時の対応を行うための定期巡回、随時対応型訪問介護看護についての基本方針や人員、設備運営に関する基準について定めてあるものです。

19ページからの第2章につきましては、夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行うこととしている夜間対応型訪問介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準について定めております。

25ページからの第2章の2において、今回の制定によって追加制定となりました地域密着型通所介護について、前条と同様に基準を定めた内容となっております。

37ページからの第3章につきましては、認知症と診断された高齢者が食事や入浴などの介護を日帰りで受けるための認知症対応型通所介護の基準を定めたものです。

43ページからの第4章では、小規模な住居型施設への通いや自宅への訪問施設での泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護の基準を定めてあります。

54ページからの第5章においては、認知症と判断された高齢者が共同生活できる場、食事、入浴等のサービスを受けることができるグループホーム等であります。認知症対応型共同生活介護の基準を定めております。

61ページからの第6章では、小規模な優良老人ホーム等で食事や入浴などの介護を受けることができる地域密着型特定施設入居者生活介護の基準を定めたものであります。

68ページからの第7章におきましては、やはり小規模な特別養護老人ホームであります介護老人福祉施設での介護を受けることができる地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準を定めております。

87ページからの第8章では、小規模な住居型の施設への通いを中心に、自宅への訪問や施設への宿泊のサービスに看護を加えたサービスを受けるための看護小規模多機能型居宅介護の基準を定めたものとなっております。

附則におきましては、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 非常に効率よくわかりやすい説明をいただきましたので、あと詳細に対しましては各議員が熟読して理解をしていただくということでおろしいですね。

それでは、以上をもちまして付議事件9、議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を終了いたします。

続きまして、付議事件10、議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についての説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましてですが、この条例は、そもそもご存じのように福島県において平成18年に森林環境基金条例というものをつくりまして、皆様の地方県民税の均等割1,000円ずついただきしております。そのいただいた1,000円ずつを森林環境交付金交付要綱に基づきまして、各町村に平成18年から配分してまいりました。しかしながら、今回の震災及び原発事故により、被災地ではそれを執行できなくなつたという状況がございまして、県のほうから交付いただいても執行できないという状況が続いてまいりました。しかしながら、これは税金、県民税として集めているので、いつまでも使わないというような状況は決して好ましい状況ではございません。もって、県のほうでは今年度分からなのですが、それを基金化して、使えるようになつたら使ってくださいということで、県の内容が改正になりましたので、富岡町においても、昨年は一部三春公園において執行したのですが、その残りについて、本年度については基金条例をつくらせていただいて、基金化してあと帰還ないし帰町してからそれを積み立てておいて使うというようなことでございます。

詳細につきましては、農林水産係長から説明いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 農林水産係長。

○農林水産係長（畠山信也君） それでは、私から資料に基づいて説明させていただきます。

資料10—1、10—2がございますが、まず10—2のほうをごらんください。森林環境交付金基金条例制定の概要の資料でございます。森林環境税につきましては、ただいま課長が申し上げたとおりでございます。左側、森林環境交付金事業、緑枠の部分をごらんください。目的については記載のとおりでございまして、対象事業は小中学生を対象とした森林環境学習や自然観察会、林業体験などでございます。

導入以降の経過につきましては、平成18年度からの事業でございまして、今回の県議会12月定例会で平成32年度までの延長が決定されたところでございます。

申請前の富岡町としての事業は、一小、二小の子供たちを対象とした森林教室を行っており、大倉

山森林公園での散策や木工教室を行っておりました。しかし、発災以降本事業は本町では休止しており、この間県における事業実施要領の改正がございました。改正については、今ほど課長申し上げたとおり、差額があった場合、基金に繰り入れることで平成32年度まで事業を延長できることとなったものでございます。

これによりまして、右側、オレンジ枠のほうに移りますけれども、基金を積み立てを行い、帰町後に町内で本事業を再開する際の財源といたく考えておりまして、用途としましては、将来小中学校の児童生徒を対象とした森林環境学習の実施や、町内森林整備事業の財源に充当することを考えてございます。以上のことから、基金として積み立てを開始するために富岡町森林環境交付金基金条例を制定しようとするものでございます。

なお、当初本年度の積み立て予定額としましては、ことし県から交付決定となった141万2,000円から、本年度事業実施した60万9,000円の差額76万3,000円を予定してございます。本年度の事業実施の内容、それから近隣市町村の実施状況については、こちらの資料をご参照いただければと思います。

以上のようなことから、新たに条例を制定しようとするものですけれども、次に資料10—1にお戻りください。基金条例でございます。第1条においては、設置について記載しているものでございます。

第2条、基金として積み立てる額は、福島県森林環境交付金のうち毎会計年度の一般会計予算で定める額とする。前項に定めるほか、前条の目的を達成するために必要な場合は、基金の積み立てを行うことができるものといたします。

以降につきましては記載のとおりでございまして、次のページ、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというふうに記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上をもって付議事件10、議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についての件を終わります。

次に、2のその他に入ります。

1番といたしまして、大石原・下千里地区太陽光発電事業スキームの変更についての説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、早速ですが、大石原・下千里地区太陽光発電事業スキーム変更についてということでご説明いたしたいと思います。

ご存じのとおり当該地区でございますが、福島県の支出する福島発電と富岡町が共同で進めてまい

りました。昨年の3月には設備認定の許可を経済産業省のほうからいただき、その後地権者の方と折衝を行ってまいりまして、あとその途中では福島発電の先行して富岡復興エナジーという発電運営会社を7月に設立し、その後地権者のほうと今度は、仮同意でございましたので、地上権の設定予約の契約を行ってまいりました。その契約をもとに、12月には整備計画の掲載、農地転用に関する農林水産大臣の許可を得たところでございます。その後、今度は本契約しなければなりません。地権者との本契約を行うということで、今実際その業務を行っているところでございます。その中で、これもさかのぼりますが、12月には福島県の出資する福島発電と富岡町、加えましてJR東日本エネルギー株式会社が経営のほうに参画するということで、3者体制で進めていくこととなっております。その中で、協議の中で今後どのように進めていくかということで、今回のスキームの変更ということで、新たに一般社団法人をつくって出資先を変えるという、まずその運営方法を変更したいというのが1点でございます。

2つ目には出資金、これは投資ではないのです、出資。5,000万円を匿名組合というものが、後で説明させていただきますが、5,000万円を出資してその発電利益を直接町のほうに還元したいという考えがございまして、その2つについて今検討を行ってまいりました。今般その内容、概要が固まりましたので、その変更部分について今回ご説明申し上げて、なおかつそれについては、今定例会の予算案に計上しているということでございます。

ちょっと複雑ですが、詳しい内容については、商工係長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 商工係長。

○商工係長（安藤 崇君） それでは、大石原・下千里地区太陽光発電事業スキームにつきまして、全員協議会資料11をもって説明申し上げます。

まず、結論を先に申し上げますと、本スキーム変更に至る経緯につきましては、公租公課、税金でございます。主に法人税を抑えることができるというメリットがございまして、そちらで変更となつたところでございます。皆様にお配りした資料右側でございますが、20年間の納税額の積み上げございますけれども、こちらにおいて法人税が約9億8,000万円ほど抑えることができることから、今回の対応に至つたわけでございます。

なお、税金の積み上げにつきましては、特例減免措置等の措置がございますけれども、震災前の課税を前提とした積み上げでありますところをご了承いただければと思います。

その仕組みにつきまして、左側、お示しした2種類のスキーム図をもとに説明いたします。まず、上段でございますが、合同会社、GKと呼ばれます、GKスキーム、こちらが現在当町がとっているスキームでございます。以後、GKスキームとして説明いたします。こちらにおきましては、富岡復興エナジー合同会社に対して、9月議決におきまして議決を頂戴しました出資金100万円をこちらに資本金としまして現在出資をしているところでございます。当町としての合同会社における立場と

しましては、こちらは経営者という立場でございます。

こちらのスキームが下段の合同会社匿名組合（GK—TK）スキームというものに改めます。こちらは、匿名組合という新しい手法を交えまして、説明はGK—TKスキームと以後申し上げます。こちらにおきましては、12月に参画意向が示されましたJR東日本エネルギー開発株式会社を交えまして、こちら3者で発電事業会社を見ていくものとなるのですが、さきに課長の説明がございましたとおり、こちらのスキームにおきましては、直接合同会社に出資をするのではなく、一般社団法人を間に設立いたしまして、そちらが実質的には合同会社を運営していく形となります。お金の流れといたしましては、黒、赤、青と資金の流れをお示ししておりますが、まず3者におきまして、黒のラインでございます。それぞれ100万円を出資金として一般社団法人のほうに出資をして、社団法人を設立いたします。一般社団法人におきましては、基金拠出という表現となりますが、実質は出資金として経営者としての資本金を出資いたします。その後、3者におきましては、それぞれの持ち分におきまして匿名組合出資という形で合同会社に出資を行います。ここにおける当町の立場としましては、一般社団法人におきましては経営者という立場です。先ほどからの合同会社につきましては、今回につきまして投資家という立場で今回変更となるものでございます。

こちらのスキーム変更に伴いましては、資金の流れが伴いまして、皆様資料としましては、右側にスキームを変更する際の資金の流れとあわせてごらんいただければと思います。まず、上のGKスキームにおきまして、先に出資した100万円を一度町のほうに戻し入れることとなります。2番目といたしましては、一般社団法人富岡新エネルギーに対しまして、新たに100万円を資本金出資いたします。こちらは、平成27年度3月補正予算にて上程申し上げるものでございます。その後、3番目でございますが、新たに富岡復興エナジー合同会社へは匿名出資といたしまして、5,000万円を出資いたします。こちらは、28年度の出資予定をしておるものでして、28年度当初予算として上程をしておるところでございます。

こちら、スキームの変更から予算、資金の流れを申し上げたところでございますが、ではなぜこちらのさきに申し上げた法人税が抑えられるのかというところにおきますと、なかなか難しいところではございますが、一言で申し上げますと、朱書きでお示しさせていただいているとおり、匿名組合というものは、法人格を有さないため課税の対象となりません。そのために、法人税を抑えることができるものとなります。と申し上げますと、富岡復興エナジー合同会社というものは、合同会社という法人格を有する面と、匿名組合というところで法人格がない2面を持つものとなります。契約行為等においては、法人格がないところではできませんので、そちらにおいては、従前どおり合同会社名で実施を行い、経理部門においては、法人を有さない匿名組合という形となります。そこにおいて課税となるところは、匿名組合としてのものを見るものとなりまして、課税とならないための今回のメリットが生み出されたという仕組みとなっております。

なかなかわかりづらいものではございますが、そのような趣旨のもと今回スキームを変更いたしま

して、予算を確保してまいりたく思いますので、皆様ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） GKスキームにある町と福島発電で100万円ずつということで、設立27年度4月1日というのだけれども、その下の（GK—TK）スキームということで、一般社団法人富岡新エネルギー、28年1月15日設立になっているのだけれども、右側の2番目のスキームを変更する際の資金の流れのやつ見ると、3月補正予算云々と書いてあるのだけれども、ここら辺の資本金関係の動き今現在どうなっている。

○議長（塚野芳美君） 商工係長。

○商工係長（安藤 崇君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、GKスキームにおきます出資でございますが、こちらは実際に出資をいたしましたのは、9月議会後となります11月30日に出資をいたしました。状況といたしましては、先に福島発電が100万円を出資した後に私どもがそれに乗じて出資した形となっております。同じく、GK—TKスキームにおきましても、こちらは先月15日に一般社団法人が設立されたところでございますが、こちらにおきましても、先にJR東日本エネルギー株式会社と福島発電がそれぞれ100万円を出資した後に、私ども富岡町がそちらに乗じて今年度中に100万円を出資し、そちらで3者並ぶ形での出資という形を年度内にとりたく考えておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） こうやって説明してもらうとわかるのだけれども、この資料で説明がないから、どこから持ってきて設立したのかなと思ったから、勝手に3月補正でと書いてあるにもかかわらず、前の100万円、100万円のGKスキームのほう解散してしまっているのかなと思って見たりしたら、わかりやすくつくってきて。今みたく言えばすぐわかるのだから、わかりやすくして。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもって質疑を終了いたします。

大石原・下千里地区太陽光発電事業スキームの変更についてを終わります。

その他、執行部のほうございますか。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議案の差しかえのお願いでございます。

議案第39号 不動産の取得につきまして、資料に訂正がございました。この後、配付をさせていた

だきますので、差しかえをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） わかりました。よろしくお願ひします。

以上ですね、執行部は。

[「はい、以上です」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 議員各位からその他ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

資料の配付だけは受け取っていってください。お疲れさまでした。

閉会（午後 1時58分）